

学校給食費管理システム導入等業務 仕様書

1 業務名

学校給食費管理システム導入等業務

2 業務の目的

現在、本市の学校給食費は、小学校ごとに口座振替で集金・管理したものを、次に学校が守山市学校給食協会に振り込み、守山市学校給食協会が給食物資納入業者（食材等）に直接支払いをする「私会計」方式としている。

今般、学校給食費の管理を私会計から公会計に移行し、教育委員会が学校給食費管理システムを運用し、学校給食費管理を直接行うことで、学校現場の事務員の業務負担を軽減し、給食会計の透明化を図る。

本業務では、令和3年度からの学校給食費の公会計化実施に向け、事前準備としてクラウド型の学校給食費管理システムの導入等を行うものである。

3 委託期間

契約日から令和3年3月31日まで

本業務は、システム本稼働前の準備業務であることから、システム利用料・保守費用の支払いは生じないものとする。

4 全体概要

(1) 導入スケジュール

- ・本業務の実施 契約日から令和3年3月31日まで
- ・システム運用開始日 令和3年4月1日

(2) 業務概要

システム機能詳細は、別途機能要件定義書に定める。

業務名	摘要
学校給食費管理システム構築	喫食者管理、給食食数管理、請求管理、入金管理、未収金管理、各種帳票作成
ネットワーク設計・構築	
システム連携	
導入研修	2回
ハウジング、ラック電源費用	
口座情報データ入力	

5 学校給食概要

(1) 給食食数

今回の業務対象となる市立小・中学校は、週5日の完全給食（パンまたは米飯、牛乳、副食）として小学校で年間185回程度実施している。中学校の食数については未定である。

(2) 学校給食対象者（全校実施時）

現在は9小学校にて給食を実施している。中学校給食の開始時期については、守山南中学校は令和3年9月から、他3中学校は令和4年9月を予定している。

種類	学校数	喫食者概数
小学校	9校	5,950人
(内訳) 守山		1,200人

	物部		800人
	吉身		700人
	立入が丘		500人
	小津		400人
	玉津		200人
	河西		1,000人
	速野		1,000人
	中洲		150人
中学校		4校	3,350人
(内訳)	守山南		1,350人
	守山		800人
	守山北		600人
	明富		600人
合計		13校	9,300人

(3) 学校給食費

1か月あたり4,300円（小学校） ※中学校は未定

（1食あたり：小学校 255円／中学校は未定）

(4) システムの利用者・使用場所

本システムの利用者は、本市教育委員会事務局保健給食課員、小・中学校の事務職員および栄養教職員を対象とし、使用場所は14か所（小中学校13か所、教育委員会事務局1か所）である。使用するPCは基本的に各場所1台ずつとする。

6 提出物

(1) 提出物

- ①業務計画書（スケジュール、プロジェクト体制表）
- ②プロジェクト管理資料（懸案管理表、議事録）
- ③基本設計書、詳細設計書（データ連携部分のみ）
- ④テスト計画書
- ⑤テスト仕様書兼結果報告書
- ⑥操作マニュアル（管理者向け、利用者向け）
- ⑦運用・保守マニュアル
- ⑧ラック搭載図

(2) 体裁

A4（またはA3版）ファイル、日本語、横書きで各2部を基本とし、簡易製本の上で提出すること。併せて、電子媒体で提出すること。

図、表については、本市が求めた場合、電子データで提出すること。

7 学校給食費管理システム構築

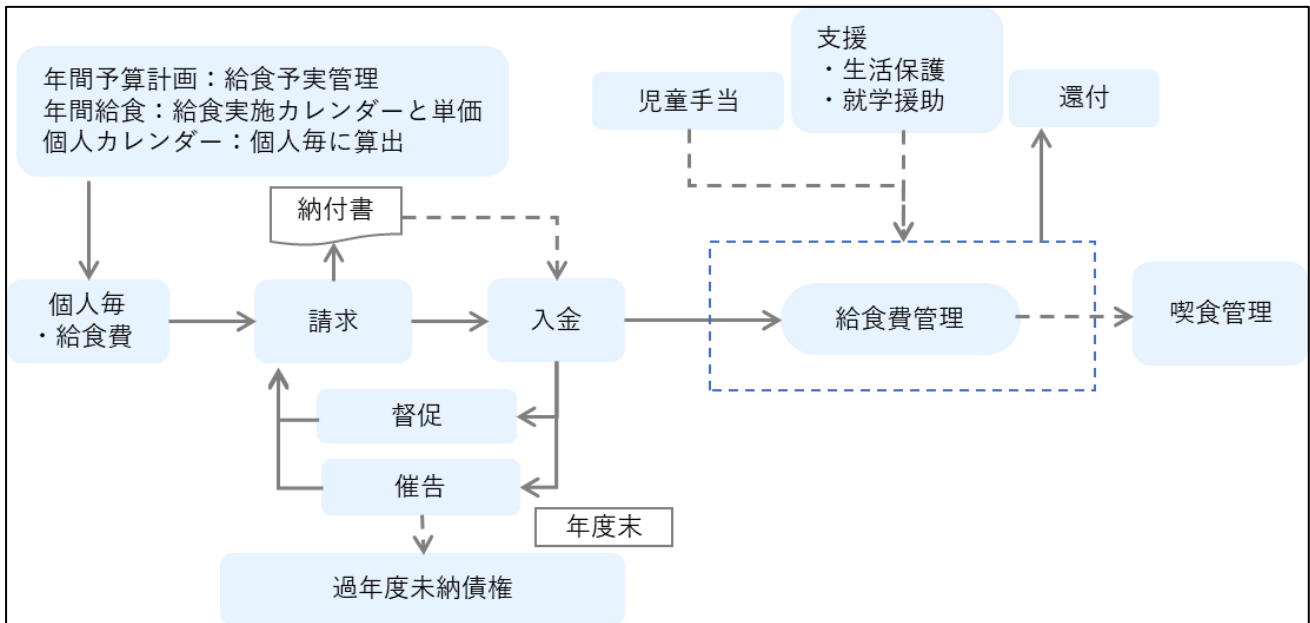
(1) 基本事項

- ①導入スケジュールやシステムの安定稼働および信頼性を目的とし、クラウド型パッケージシステムを基本とすること。

- ②関連法令および本市における取扱い等に適合した処理ができ、法改正等にも対応が円滑に図れること。
- ③安全かつ適正な運用を実施するために必要な品質を確保すること。
- ④情報セキュリティ対策として機密性、完全性、可用性を確保するために十分な対策をとること。（データの盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等）

(2) システム概要図

システムの全体概要としては、下記に示すとおりである。



(3) 情報管理機能要件

個人情報として、以下の情報を管理できることとする。

また、校務支援等の外部システムとの連携（データ取込含む）により、システムに取り込むことが可能であり、また、直接登録、変更、追加、削除が可能であることとする。

- 個人情報の種類
- ・基本情報（氏名、通称名）
 - ・所属情報（学校名、学年学級）
 - ・保護者情報（学齢簿/校務支援上の保護者）
 - ・保護者情報2（送付先住所、送付先宛名）
 - ・口座情報（請求口座、還付口座）
 - ・特例情報（生活保護、就学援助の認定日・適用期間）
 - ・催促の交渉情報
 - ・外部番号情報（宛名番号、世帯番号）

8 ネットワーク設計・構築

本業務については、本市の校務支援システムで構築済みのネットワークを最大限使用するものとする。実施要項に示している、本市と契約している校務支援システム業者から見積を徴取し、本業務に必要な金額を提案書に計上すること。見積徴取をするにあたっては、業務分担の区分を明確にしておくこと。

(1)全体構成

図1「VPN回線概要図」、図2「校務支援システムネットワーク構成図」を参照すること。

回線費用については、原則図1に示す回線を使用するものとし、この使用料は校務支援システムで負担していることから、本業務には計上しないものとする。ただし、既設回線であっても回線業者の設定費用が必要となる場合は、本業務に含めるものとする。また、既設以外の回線を新規で使用する必要がある場合は、令和2年度内に必要となる使用料などの費用は本契約に含め、令和3年度以降に必要となる使用料などの費用は、提案書に回線業者の参考見積を添付することとする。

図1 VPN回線概要図

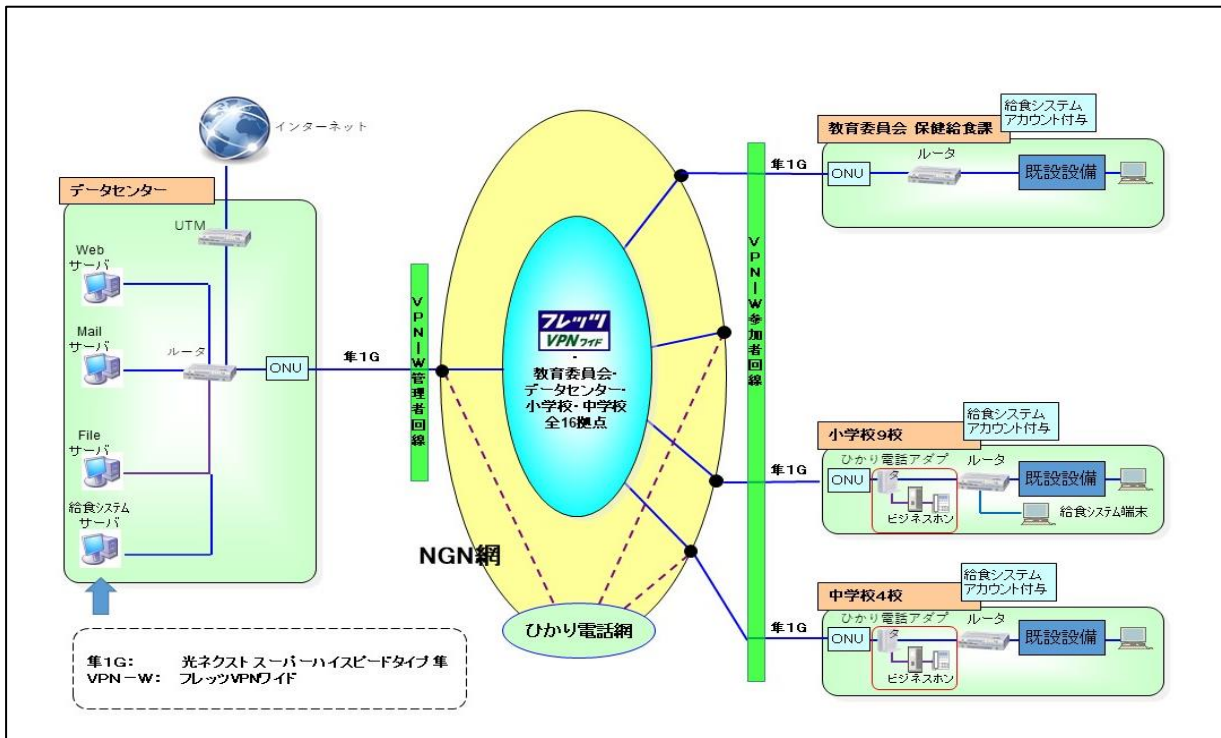
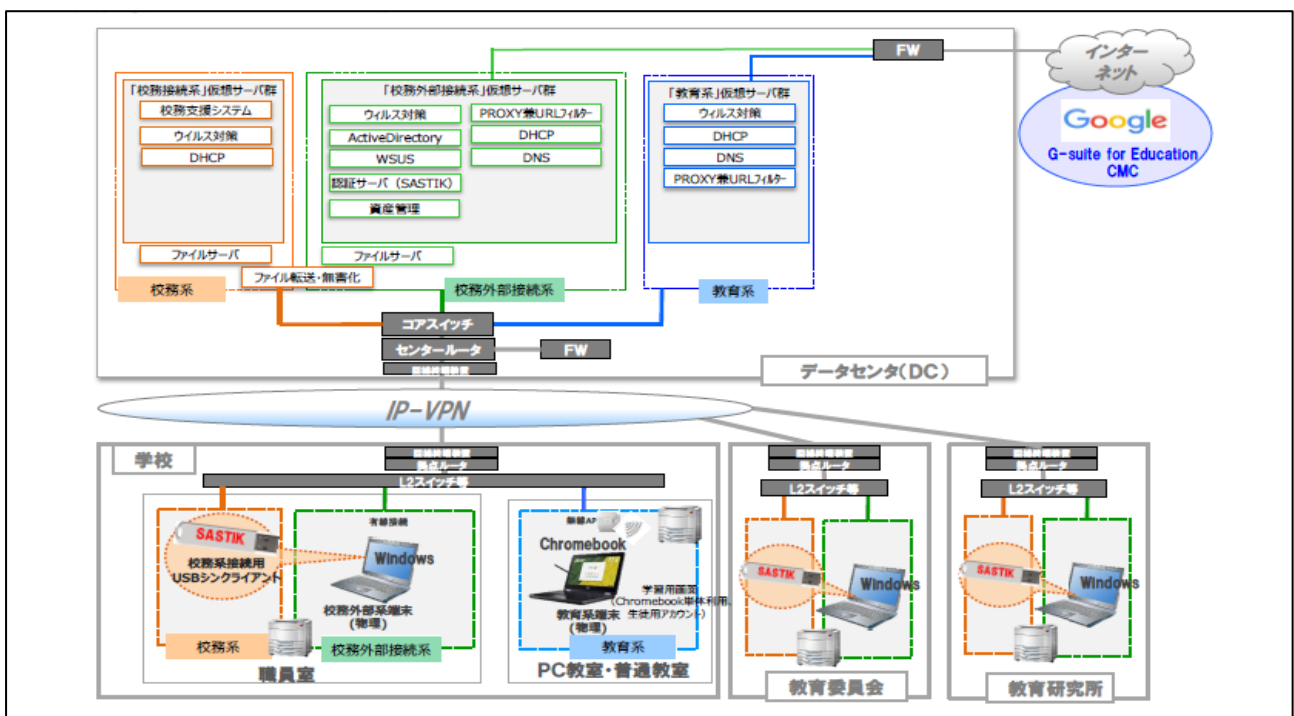


図2 校務支援システムネットワーク構成図



(2)校務支援システムのネットワーク利用上の注意

校務支援システムは、「校務系」、「校務外部接続系」、「教育系」の3つのネットワークで構成されている。

本業務では個人情報扱うため、「校務系」ネットワークを使用するものとする。

校務支援システムを利用するにあたっては、株式会社サスライト社製「SASTIK (サスティック) 3 Thin-Client Layer アカデミックTCL版」(32ビット)をクライアントPCに挿入することにより、校務外部接続系から校務系へ切り替えが必要である。

提案にあたっては、上記の環境での動作が必須であることから、事前に動作確認を行い、提案書提出時に動作検証報告書を提出すること。また、今後校務支援システムが64ビットSASTIKに切り替えた場合、システムが動作するかどうか、またシステム変更等に追加費用が必要かについても付記すること。

9 システム構成

(1)ハードウェア

本業務にて各学校・教育委員会事務局に設置が必要なPC・プリンタについては、既に本市の校務支援システムとして各学校および教育委員会に導入しているハードウェアを使用するものとする。品名は下記のとおりである。

NO	用途	品名	設置場所
1	校務用PC	VostroNetbook BTX3580	各学校および教育委員会事務局
2	モノクロプリンタ本体	BB41DN	各学校および教育委員会事務局

(2)サーバー

サーバーは、本市校務支援システムで使用しているデータセンター（以下、校務支援データセンターという。）内のサーバーラックの空き（5U）に設置が可能である。

校務支援データセンターへの設置に必要なサーバー本体、接続スイッチ、コンソール等、サーバーラック以外のハードウェアについては、全て受託業者にて用意すること。

検証用、管理用に使用する業務端末は受託業者で用意し、ビジネスモデルとすること。

(3)ソフトウェア

パッケージ型ソフトウェアを採用し、開発の効率化、低コスト化および構築期間の短縮を図ること。

また、本システムの調達後、法の改定等に伴うシステム改修やシステム利用者数の増加について、ソフトウェアのバージョンアップやライセンスの追加導入等で容易かつ安価に対応できる拡張性を有していること。

アンチウイルスソフトについては、校務用PCにはトレンドマイクロ社製ウイルスバスターがインストールされている。サーバについては必要に応じて見積に含めること。

(4)システム機能・帳票要件

本システムに必要なシステム機能要件については、別紙「学校給食費管理システム機能要件定義書」による。

10 口座情報データ入力

給食喫食者の口座情報の入力業務を行うこと。入力はエクセルデータ（CSV）とする。システムへのデータの流し込みは受託業者にて行うものとする。

(1)入力業務時期

令和2年9月以降、随時入力を行う。

(2) 入力項目

- ア 対象口座がゆうちょ銀行以外の場合：銀行コード（4文字）、支店コード（3文字）、預金区分（1文字）、口座番号（7文字）、預金者氏名（最大30文字）
- イ 対象口座がゆうちょ銀行の場合：銀行コード（4文字）、預金者氏名（最大30文字）、記号（5文字）、番号（8文字）

(3) 支払い

1件の入力毎の単価契約とし、月毎に実績に応じて支払うものとする。本業務における件数は7,700件を予定している。提案書には見積もった単価に予定件数（7,700件）を乗じた額を記載すること。

(4) その他

令和3年度以降の入力業務は本業務の対象外である。22支払要件の項を参照とすること。

11 導入スケジュール

本市のスケジュールに対応したシステム開発等のスケジュールの提案を行うこと。本業務でのシステム導入スケジュールは、実施要項に示すとおりとするが、詳細なスケジュールは契約後に本市との協議の上決定する。

12 開発体制

作業に当たっては、全体を統括する責任者を設置し、作業内容およびスケジュールを踏まえて、円滑に作業を実施できる体制を整備すること。また、スケジュールに応じて要員の増減をすること。また受注者と本市との役割分担についても明記すること。

作業要員は、仕様書に定める全作業内容を理解し、実施するために必要な知識、能力を有すること。

開発に必要なソフトウェア、環境整備、作業場所（本市が提供する場合を除く。）等開発に要する一切の経費は、受注者の負担とする。

13 作業要件

- ・本納入前に構築作業を実施する場合、構築に必要な作業場所等については、受注者にて準備すること。
- ・やむを得ない理由で計画に変更が生じる可能性がある場合、速やかに本市と協議すること。
- ・サーバー用 OS 以外に適用するソフトウェアおよびファームウェアは導入時における最新バージョンを適用すること。また、動作に問題がある場合は本市と十分に協議し、決定すること。
- ・構築作業は事前に設計書等を作成し本市の承認を得ること。設計承認を得ていない場合については、納入後に修正対応を実施すること。また、最終納品時にはすべての事項について詳細に記載すること。
- ・本納入機器の構築前にデザインシートを作成し本市の承認を得ること。デザインシートには、インストールしたソフトウェアも含めすべての設定変更箇所について本市の承認を得ること。また、本業務で実施した全ての設定について詳細に記載すること。
- ・本稼動開始時には、システム上の不測の事態に備えて立ち会いを行うこと。

14 機器設置要件

- ・既存環境および既存の他システムに影響を及ぼさないこと。影響を与えた場合は受注者が責任をもって修繕対応にすること。また、その際の費用は受注者にて負担すること。
- ・既存システムとの連携に必要な設定作業が発生した場合は、本市と協議のうえ校務支援システム業者に確認を行ない、必要な設定情報等の提供、設定支援を実施すること。
- ・その他、本市が必要と判断した事項および、納入機器の取り扱いに関する質疑については、導入作業に支障のない範囲内で速やかに対応回答すること。

15 システム要件

(1) データベースについて

- ・データベース、テーブルレベルでアクセス権限を設定すること。
- ・複数利用者からのデータ更新要求やシステム障害に対しても、データの整合性を保つこと。

(2)バックアップについて

- ・バックアップは夜間に完了できるように調整すること。
- ・バックアップ、リカバリのテストを実施すること。
- ・本業務にて導入する業務端末については、障害時の復旧に備えリカバリ用ディスク等を作成すること。

16 テスト要件

納品前には、必要なテストを行った実行結果を提出し、本市の了解を得たうえで納品すること。これらのテストに関しては、詳しいテスト目的および内容、考えられる結果（期待値）、確認日、確認結果、判定、担当者名を明記すること。また、結合テスト、システムテストについては全動作パターンで十分に実施すること。さらに確認日、判定について明示すること。

なお、検証の結果、発生もしくは不具合が発見された場合には対応すること。

17 データ移行

他の給食費管理システムへのシステム移行時に、容易にデータが移行できる機能を有すること。

18 データ連携

- ・下記のシステムからデータ連携を行うこと。
- ・データ取り込みの結果を出力できること。
- ・データ取り込みの際、エラーチェックを行い、エラー内容について確認できること。

システム製品名等	連携頻度	連携方向	形式	摘要
住民情報システム	月次	受領のみ	C S V	基幹系から記録媒体での受け渡し
校務支援システム	月次	受領のみ	C S V	Te-compass（学齢簿データ）
生活保護管理システム	月次	受領のみ	C S V	基幹系から記録媒体での受け渡し
就学援助管理システム	月次	受領のみ	C S V	基幹系から記録媒体での受け渡し
献立管理システム	月次	出力のみ	C S V	EIBUN 食数情報引渡

19 システム研修

受注者は本システムの稼働前に、本システムを利用する職員に対して円滑な業務遂行のために操作方法の習得を目的とする操作研修を実施すること。

実施時期： 令和2年2月～3月、2回

実施時間： 各回3時間程度

研修対象者： 管理者（保健給食課）3名、利用者（学校教職員）約13名

20 マニュアル要件

- ・本システムの操作方法を記載した操作マニュアルを作成し、提供すること。
- ・操作マニュアルは、OSの操作等一般的なパソコンの知識を持つ利用者に向けたものとし、極力専門用語を用いない平易な記述とすること。
- ・本市による本業務システムの定常運用が可能となるよう、システムの運用、保守の手順などを詳細に記載した運用保守マニュアルを作成し、提供すること。
- ・本業務システムが更新された場合には、該当部分を更新した運用保守マニュアルを速やかに提供すること。

21 運用保守要件

運用保守については、本業務では行わない。令和3年度から、運用保守の別契約を締結するものとし、月毎にシステム利用料を支払う見込みである。

システム導入後の保守体制として、下記条件を下回らないものとする。

(1) システム導入後の保守体制

- ・システム運用時間
8時～20時（12月29日～翌1月3日を除く日）
ただし、業務に大きな支障がない場合の年1、2回程度の計画停止は認める。
- ・保守対応時間
受付時間：平日9時～17時（12月29日～翌年1月3日および土日祝日を除く）
作業時間：平日9時～17時（12月29日～翌年1月3日および土日祝日を除く）
- ・午前連絡については当日中、午後連絡については翌日中の復旧作業を原則とする。ただし業務に多大な影響を与える事象が発生し、本市が早急に復旧する必要があると判断した場合は、この限りではない。また、この作業についても、保守に含むこととする。

(2) 電話対応

コールセンター（ヘルプデスク）もしくは担当SEへの連絡体制を整えること。

22 支払要件

本契約および次年度以降に予定している業務の支払については次のとおりとする。

年度	令和2年度 【本契約】	令和3年度以降 【別途契約】
業務名	学校給食費管理システム導入等業務	学校給食費管理システム運用保守業務 (仮称)
契約方法	単年度契約	長期継続契約予定(60か月) 令和3年4月から令和8年3月まで
内訳	—	システム使用料
	ハウジング費用（テスト環境用）	ハウジング費用（本番環境用）
	ラック電源費用（テスト環境用）	ラック電源費用（本番環境用）
	喫食者マスタデータ作成	—
	就学援助・生活補助情報のDBへの反映	—
	導入研修（2回）	導入研修（2回）
	ネットワーク設計・構築	—
	小計	A
	口座情報データ入力 ※実績払 7,700件予定 単価×7,700件＝ B	口座情報データ入力 ※実績払 ・令和3年度 : 3,550件/年 予定 ・令和4・5・6・7年度 : 2,200件/年 予定 (単価×3,550件×1)+(単価×2,200件×4)
小計	B	
契約金額	A、B（単価契約）	
支払	Aは検査後一括払。Bは出来高払	

23 守秘義務

受注者（受注者の委託を受けた者を含む。）および受注者が使用する者は、この契約を履行するうえで知り得た事項については、関係する法令を遵守しなければならない。

24 個人情報および機密情報の保護

受注者は、本契約の業務を処理するための個人情報と機密の取り扱いについては、本市の情報セキ

ユリティポリシーおよび関係する法令を遵守しなければならない。